

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり「瀬戸内市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、瀬戸内市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例を早急に改正する必要性が生じ、令和8年3月31日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分したため。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年瀬戸内市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

瀬戸内市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例(平成28年瀬戸内市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この特例は、地域再生法省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p>	<p>(特例適用の範囲)</p> <p>第2条 この特例は、地域再生法省令第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定整備計画に従って特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して固定資産税を課する場合に対して適用する。</p>